

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：平成30年2月19日（平成30年（独情）諮問第10号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（独情）答申第7号）

事件名：新国立競技場実施設計業務において作成されたアーチタイの詳細設計図面の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

新国立競技場実施設計業務の実施によって作成されたアーチタイの詳細設計図面（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月6日付け日ス振総第152号により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）についてその取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

（1）新国立競技場特定個人案は、大金を投じて実施設計まで行いながら中止に至った。なぜそのような重大な事態が起きたのかを解明するために、新国立競技場実施設計業務の実施によって作成されたアーチタイの詳細設計図面（本件対象文書）が必要。

（2）完全中止になったプロジェクトで、しかも他に広く応用が効くとは思えない特殊な構造の一部の図面であるから、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として不開示とした理由は不当と考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、センターに対して、「新国立競技場実施設計業務の実施によって作成されたアーチタイの詳細設計図面」（本件対象文書）について開示を求めたものである。センターは、平成29年2月6日付け日ス

振総第152号により、開示請求に係る法人文書について、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行った。これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、請求した法人文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年7月に計画が白紙となった新国立競技場（仮称）整備計画（以下「旧計画」という。）の設計図面であり、センターが発注した新国立競技場実施設計業務において、特定会社など複数社が作成したものである。

旧計画では、スタジアムの屋根を支える構造として、スタジアムの長手方向にキールアーチを架けることとしており、アーチタイとは、このキールアーチの両端を地下で結ぶ構造物を指すものである。

## 3 不開示情報該当性について

法5条は、開示請求に係る法人文書に同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない旨規定しているところ、同条2号イにおいては、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報としている。

本件対象文書の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

本件対象文書は、他に類を見ない特殊な構造のアーチタイの詳細な設計図面であり、設計者の高度な専門的技術や知識によって作成されたものである。これは、設計上のノウハウに係る情報であり、設計者の技術力という経営上の秘密に属する情報である。したがって、これらを公開することは、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

## 4 結論

上記に述べたとおり、本件開示決定で不開示とした部分については、法5条2号イの規定に基づき不開示とすることが妥当であると考えられる。よって、原処分を維持することを求め、諮問する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年3月20日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年5月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条2号イに該当するとして、その全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の不開示理由について、理由説明書（上記第3）において以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、特定会社など複数社が作成した新国立競技場（仮称）整備計画（旧計画）の設計図面である。

イ 本件対象文書を公にした場合、設計者の高度な専門的技術や知識によって作成された設計上のノウハウ等が公になり、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、法5条2号イに該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件対象文書は、旧計画の設計図面であり、設計者が作成したアーチタイの詳細な設計図面であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該設計図面の公表の有無について確認させたところ、センター及び設計者（設計者が所属する特定会社含む。）において、本件対象文書を公にしている旨説明する。

そうすると、本件対象文書は、公となっていない旧計画のアーチタイの詳細な設計図面であるので、公にすることにより、設計者の独自の技術やノウハウ等が明らかとなり、当該設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司